## 国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

(前 略)

(始業及び終業の時刻)

改

第4条 教職員の勤務の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

正

前

- (1) 始業 午前8時30分
- (2) 終業 午後5時15分
- 2 (略)
- 3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる 教職員についての始業及び終業の時刻は、同表に 定めるところによる。
- 4 (略)

(後略)

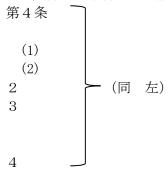
## 別表第1 (第4条、第5条関係)

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間	
(略)			
学生総合支援 機構に勤務す る職員のう ち、学生総合 支援機構長が	午前8時15分から 午後5時まで	正午から午 後1時まで	
指定する者	午前9時から午後5 時45分まで	<u>正午から午</u> 後1時まで	
	午前9時30分から 午後6時15分まで	<u>正午から午</u> <u>後1時まで</u>	
(略)			

別表第2~5 (略)

(始業及び終業の時刻)

改



附 則(令和5年達示第45号) この規程は、令和5年10月1日から施行する。

正

後

## 別表第1 (第4条、第5条関係)

<u> </u>			
教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間	
	(同 左)		
学生総合支援	午前8時15分から	正午から午	
機構に勤務する職員のうち、学生総合支援機構長が	午後5時まで	後1時まで	
	午前8時45分から		
	午後5時30分まで		
指定する者	午前9時から午後5		
	時45分まで		
	午前9時30分から		
	午後6時15分まで		
	(同 左)	 	

別表第2~5 (同 左)